

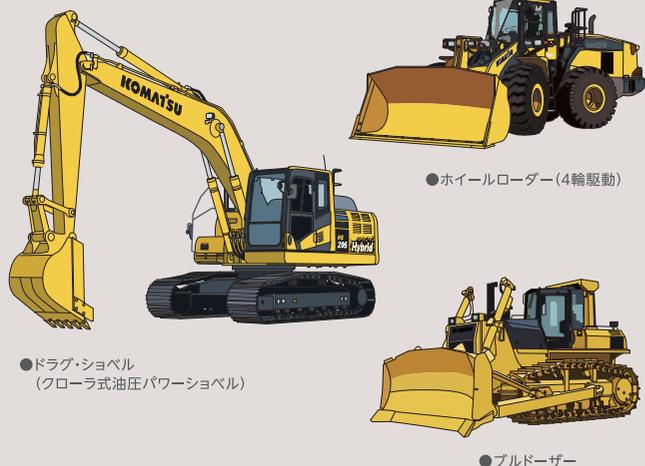
受講要件等と受講費用

技能講習									
講習の種類	コース	日数	受講要件(■のいずれかに該当する方)	受講料(円)	テキスト代(円)	合計(円)	助成	給付	
車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習 【登録番号:第161号】 【登録有効期限:H31.3.30】	14H	2	■大型特殊自動車免許を有する方 ■不整地運搬車運転技能講習を修了された方 ■自動車免許(普通以上)を保有し、かつ、機体質量3t未満の車両系建設機械(整地等又は解体用)の特別教育修了後、その運転業務に3ヶ月以上従事された経験を有する方 ※特別教育修了証写し、事業主経験証明、特自検点検査表写しが必要です。■自動車免許(普通以上)を保有し、かつ、最大積載量が1t未満の不整地運搬車の特別教育修了後、その運転業務に3ヶ月以上従事された経験を有する方 ※特別教育修了証写し、事業主経験証明、特自検点検査表写しが必要です。	41,840	2,160	44,000	○		
	18H	3	■機体質量3t未満の車両系建設機械(整地等又は解体用)の特別教育修了後、その運転業務に6ヶ月以上従事された経験を有する方 ■最大積載量が1t未満の不整地運搬車の特別教育修了後、その運転業務に6ヶ月以上従事された経験を有する方 ※特別教育修了証写し、事業主経験証明、特自検点検査表写しが必要です。	49,840	2,160	52,000	○		
	38H	5	■受講要件はありません	98,840	2,160	101,000	○	○	
フォークリフト運転技能講習 【登録番号:第163号】 【登録有効期限:H31.3.30】	11H	2	■大型特殊自動車免許(カタピラ限定を除く)を有する方 ■自動車免許(普通以上)を保有し、かつ、最大荷重1t未満のフォークリフトの特別教育修了後、その運転業務に3ヶ月以上従事された経験を有する方 ※特別教育修了証写し、事業主経験証明、特自検点検査表写しが必要です。	20,840	2,160	23,000			
	15H	3	■最大荷重1t未満のフォークリフトの特別教育修了後、その運転業務に6ヶ月以上従事された経験を有する方 ※特別教育修了証写し、事業主経験証明、特自検点検査表写しが必要です。	23,840	2,160	26,000			
	31H	4	■自動車免許(普通以上)を有する方	47,840	2,160	50,000	○		
	35H	5	■受講要件はありません	52,840	2,160	55,000			
ショベルローダー等運転技能講習 【登録番号:第164号】 【登録有効期限:H31.3.30】	11H	2	■大型特殊自動車免許(カタピラ限定を除く)を有する方 ■自動車免許(普通以上)を保有し、かつ、最大荷重1t未満のショベルローダーの特別教育修了後、その運転業務に3ヶ月以上従事された経験を有する方 ※特別教育修了証写し、事業主経験証明、年次検査点検表写しが必要です。	27,840	2,160	30,000			
	31H	4	■自動車免許(普通以上)を有する方	72,840	2,160	75,000			
	35H	5	■受講要件はありません	80,840	2,160	83,000			
小型移動式クレーン運転技能講習 【登録番号:第167号】 【登録有効期限:H31.3.30】	16H	3	■玉掛け技能講習を修了された方 ■床上操作式クレーン運転技能講習を修了された方 ■クレーン・デリック運転士免許を有する方 ■揚貨装置運転士免許を有する方	44,840	2,160	47,000	○		
	20H	3	■受講要件はありません	49,840	2,160	52,000	○	○	
不整地運搬車運転技能講習 【登録番号:第165号】 【登録有効期限:H31.3.30】	11H	2	■大型特殊自動車免許(カタピラ限定を除く)を有する方 ■自動車免許(普通以上)を保有し、かつ、最大荷重1t未満の不整地運搬車の特別教育修了後、その運転業務に3ヶ月以上従事された経験を有する方 ※特別教育修了証写し、事業主経験証明、特自検点検査表写しが必要です。■自動車免許(普通以上)を保有し、かつ、最大積載量が1t未満の不整地運搬車の特別教育修了後、その運転業務に3ヶ月以上従事された経験を有する方 ※特別教育修了証写し、事業主経験証明、特自検点検査表写しが必要です。■2級の建設機械施工技術検定(第2～6種)に合格された方 ■1級の建設機械施工技術検定(トラクター系以外)に合格された方	39,840	2,160	42,000	○		
	12H	2	■小型移動式クレーン運転技能講習を修了された方 ■移動式クレーン運転士免許を有する方	41,840	2,160	44,000	○		
高所作業車運転技能講習 【登録番号:第166号】 【登録有効期限:H31.3.30】	14H	2	■自動車免許(普通以上)を有する方 ■車両系建設機械(整地等又は解体用)運転技能講習を修了された方 ■フォークリフト運転技能講習を修了された方 ■ショベルローダー等運転技能講習を修了された方 ■不整地運搬車運転技能講習を修了された方 ■車両系建設機械(基礎工事用)運転技能講習を修了された方 ■建設機械施工技術検定に合格された方	43,840	2,160	46,000	○		
	17H	3	■受講要件はありません	51,840	2,160	54,000	○		
	16H	3	■玉掛け技能講習を修了された方 ■小型移動式クレーン運転技能講習を修了された方 ■移動式クレーン運転士免許を有する方 ■揚貨装置運転士免許を有する方	53,355	1,645	55,000	○		
床上操作式クレーン運転技能講習 【登録番号:第170号】【登録有効期限:H31.3.30】	20H	3	■受講要件はありません	58,355	1,645	60,000	○		
	15H(A)	3	■小型移動式クレーン運転技能講習を修了された方 ■床上操作式クレーン運転技能講習を修了された方 ■クレーン・デリック運転士免許、移動式クレーン運転士免許、揚貨装置運転士免許のいずれかを有する方	20,840	2,160	23,000	○		
玉掛け技能講習 【登録番号:第169号】 【登録有効期限:H31.3.30】	19H	3	■受講要件はありません	24,840	2,160	27,000	○		
	13H	2	■受講要件はありません	20,136	864	21,000	○		
ガス溶接技能講習 【登録番号:第191号】【登録有効期限:H31.3.30】	13H	2	■受講要件はありません	20,136	864	21,000	○		
車両系建設機械(解体用)運転技能講習 【登録番号:第162号】【登録有効期限:H31.3.30】	5H	1	■車両系建設機械(整地等)運転技能講習を修了された方	23,840	2,160	26,000	○		
特別教育									
小型車両系建設機械(整地等3t未満)の運転の業務	13H	2	■受講要件はありません	15,840	2,160	18,000	○		
ローラーの運転の業務	10H	2	■受講要件はありません	15,840	2,160	18,000	○		
フォークリフト(1t未満)の運転の業務	12H	2	■受講要件はありません	15,840	2,160	18,000	○		
クレーン(5t未満)の運転の業務	13H	2	■受講要件はありません	16,350	1,650	18,000	○		
高所作業車(2～10m未満)の運転の業務	9H	2	■受講要件はありません	16,660	1,340	18,000	○		
アーク溶接等の業務	21H	3	■受講要件はありません	21,920	1,080	23,000	○		
電気取扱業務(低圧)	14H	2	■受講要件はありません	16,970	1,030	18,000	○		
研削といしの取替え等の業務(自由研削用)	6H	1	■受講要件はありません	12,230	770	13,000			
酸素欠乏・硫化水素危険作業	5.5H	1	■受講要件はありません	12,970	1,030	14,000			
粉じん作業	4.5H	1	■受講要件はありません	13,350	650	14,000			
伐木等の業務(則第36条第8号)	16H	2	■受講要件はありません	18,250	1,750	20,000			
安全衛生教育									
刈払機取扱作業者に対する安全衛生教育	6H	1	■受講要件はありません	11,920	1,080	13,000			
振動工具取扱者に対する安全衛生教育	4H	1	■受講要件はありません	9,700	1,300	11,000			
職長・安全衛生責任者教育	14H	2	■受講要件はありません	21,490	1,510	23,000			
有機溶剤業務従事者(基発第337号)安全衛生教育	4.5H	1	■受講要件はありません	13,140	860	14,000			
丸のこ等取扱作業従事者に対する安全衛生教育	4H	1	■受講要件はありません	10,970	1,030	12,000			
免許教習									
教習の種類	コース	日数	受講要件	受講料(円)	テキスト代(円)	学科試験受検料(円)	合計(円)	助成	給付
移動式クレーン運転実技教習 【登録番号:第168号】 【登録有効期限:H31.3.30】	9H(実技のみ)	6	※関東安全衛生技術センターでの学科試験申請手続きは当センターが代行致します。	134,000			134,000	○	
	23H(実技+学科)	6		134,000	6,000	6,800	146,800	○	
クレーン運転実技教習 【登録番号:第180号】 【登録有効期限:H31.3.30】	9H(実技のみ)	6		134,000			134,000	○	
	23H(実技+学科)	6		134,000	6,000	6,800	146,800	○	

技能講習のご案内

各種建設機械・荷役運搬機械等で作業される方は、労働安全衛生法第61条で定められている技能講習を受講して、修了証を取得・携帯していなければなりません。

車両系建設機械 整地・運搬・積込み用及び掘削用 (機体質量3t以上)



フォークリフト (最大荷重1t以上)



ショベルローダー等 (最大荷重1t以上)



小型移動式クレーン (つり上げ荷重5t未満)



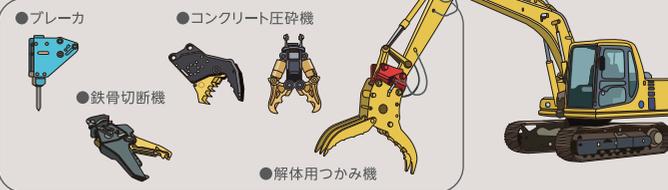
不整地運搬車 (最大積載量1t以上)



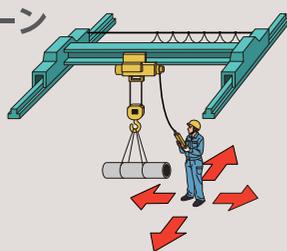
高所作業車 (最大作業床高さ10m以上)



車両系建設機械 解体用 (機体質量3t以上)



床上操作式クレーン (つり上げ荷重5t以上)



玉掛け (つり上げ荷重1t以上のクレーン、移動式クレーン、デリック)



ガス溶接



免許教習のご案内

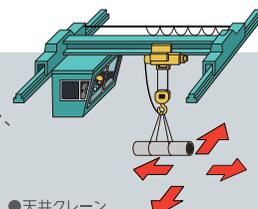
移動式クレーン運転士

トラッククレーン、ホイールクレーン、クローラークレーン、鉄道クレーン、浮きクレーン等の原動機を内蔵し、かつ不特定の場所に移動することができるつり上げ荷重5t以上のクレーン。



クレーン・デリック運転士

天井クレーン、ジブクレーン、橋形クレーン、アンローダ、ケーブルクレーン、テルハ、スタッカークレーン、その他。



移動式クレーン運転士&クレーン・デリック運転士免許教習に関して

9Hと23Hコースの違い

- 9Hコース** 実技教習のみ。学科試験を既に合格されている方や、学科試験をご自身で受験される方。
- 23Hコース** 学科と実技教習の両方を受講。受講後、学科試験の申請は当センターで代行します。

クレーン・デリック 限定と限定なしの違い

- 限定** クレーンのみ運転できます。実技試験は同じですが、学科試験の内容が違ってきます。
- 限定なし** クレーンとデリックが運転できます。

○学科試験申込み時に、限定or限定なしの確認をさせていただきます。○学科試験日は決まっており、千葉の関東安全衛生技術センターで実施されます。○受験申請は当センターが代行します。(但し、関東安全衛生技術センターのみ) ○受験申請書は受講時に作成して頂きます。○実技試験合格後1年以内に学科試験に合格しないと、実技合格が無効となります。

講習予約から資格取得までの流れ

STEP 1 **受講コースと日程を選ぶ**

- 取得したい資格により受講コース(日数・時間)が異なります。
- 受講要件をご確認のうえ、該当するコースをお選びください。
- WEBサイト内の「講習日程を見る」で現在の空き状況が確認できます。 ※予約制(定員制)です。定員数になり次第、予約を締め切ります。

STEP 2 **予約する(申込み完了ではありません)**

- 空き状況の確認が取れたら、必ずWEBサイト、スマートフォン、または電話にて受講の予約をしてください。

〈WEB予約〉お手持ちのパソコン、スマートフォンから**24時間受付** www.komatsu-kyoshujo.co.jp/kanagawa/
〈電話予約〉Tel.044-287-2071(平日8:30~17:00)

※ご予約後にご希望の日程に空きがある場合は、日程変更も可能です。空き状況をご確認のうえ、ご連絡ください。
※外国籍の方は、ご予約前にお問合せください。

STEP 3 **申込み(期限までに必要書類の提出)**

- 予約受付日を含め1週間以内に受講申込書(必要書類②③添付)がセンタへ届くようにFAXまたは郵送または窓口へ持参してください。〈FAX送付〉044-287-2074(24時間受付) 〈窓口持参〉8:30~17:00(休業日にご注意ください)
- 期限内に書類を確認できない場合は自動的にキャンセルとなりますので、再度空き状況を確認のうえご予約ください。

※予約がキャンセルになった旨のご連絡はしておりませんのでご注意ください。
※予約をされずに受講申込書類等を郵送またはFAXでお送り頂いても、ご希望の講習日に受講できないことがありますのでご了承ください。

① 受講申込書 WEBサイトからダウンロードすることができます。 郵送またはFAXによる送付をご希望の方はセンタまでご連絡ください。	② 本籍地が確認できる身分証明書(どれか1つ) ●コマツ教習所 神奈川センタ交付の技能講習修了証(他センタ・他機関交付のものは不可) ●パスポート(有効期限内) ●運転士免許証(労働局交付の船舶免許やクレーン運転士免許・移動式クレーン運転士免許等) ●本籍地記載の住民票(原本・6ヶ月以内発行 ※個人番号[マイナンバー]が記載されていないもの) ●記載印字票と自動車運転免許のセット 注:自動車運転免許のみは不可(本籍地の記載がありません) ●外国籍の方は在留カード等(有効期限内) 〈注意〉氏名に通称名を入れる場合は、通称名入りの運転免許証または住民票が必要です。	③ 受講資格に必要な証明書 本パンフレットまたは受講申込書に記載している「受講資格」を確認し、証明になる書類等を添付してください。 ※資格を有しないコースは不要です。
---	---	--

STEP 4 **受講票の確認(申込み完了)**

- 必要書類の到着後、お申込み完了の通知として**2営業日以内**に受講票を発送(FAXまたは郵送)します。
- 受講票がお手元に届かない場合はお申込みが完了していないこともありますので、お手数ですが書類提出後2~3日中に必ずご連絡ください。

※ご連絡頂けない場合で、定員満了の際は講習日の変更をして頂く可能性もありますのでご了承ください。 ※当日は受講票(受講番号)がない方は受講できません。

STEP 5 **受講費用のお支払い**

- 事前振込みは受講日の3日前(土日祝含まず)までにお振込みください。
- 現金お支払いの場合は、受講当日の朝に窓口でお支払いください。

※振込手数料はお客様負担となります。
※当社指定の「振込確認書」にて振込日を事前にお知らせください。
※受講票(受講番号)のない方はお振込になれません。

STEP 6 **受講当日** ※持ち物・注意事項は受講票をよくお読みください。

- 受講当日は朝8時15分までにご来所ください。(受付時間:朝7時30分~8時25分)

① 受付 必要書類の原本確認と資格確認をさせて頂きます。	② 窓口 受講申込書等の提出および受講料をお支払いください。	③ 写真撮影 撮影BOXにて受講番号を入力して写真撮影してください。(無料)	④ 教室 モニターに掲示されている各教室へ8時30分までにお入りください。	⑤ 講習開始 学科試験および実技試験があります。(一部ないコースもあり) ※終了時間はコースにより異なります。
--	--	--	---	---

※FAXでお申込みされた方は、FAXした書類をすべてご持参ください。
※お弁当をご希望の方は8時25分までに食堂にて食券をご購入ください。(昼休憩45分)
※受講費用未納の方は受講できません。
※受講開始後の遅刻・早退・欠席は欠格となり、受講費用の返金は致しません。

- 実技時の服装:できるだけ動きやすく作業に適した服を着用し、運動靴か安全靴を履いてください(ランニング・半ズボン・サンダル等は禁止です)。
- ヘルメットをお持ちの方はご持参ください。お持ちでない方はお貸し致します。

STEP 7 **修了・修了証交付**

- 所定の講習時間を経て講習修了です。●試験に合格すると修了証が即日交付されます。●弊社神奈川センタ交付の修了証をお持ちの方で、修了証統合(1枚にまとめる)を希望される方は、受講初日の受付時に必ず提出してください。

※講習前日および当日に受講をキャンセルされる場合は、別途キャンセル料を頂くことがありますのでご了承ください。※最少開催人数に満たない場合は講習を中止することがありますのでご了承ください。【個人情報の取扱いについて】お客様から頂いた受講申込書の記載事項については以下の目的で使用致します。①受講申込書の内容確認、受講資格確認および受講票送付 ②受講料入金確認、講習内容の送付、アンケートの実施 ③資料請求・お問合せにお応えするため。

助成金のご案内	会社に支給 建設労働者確保育成助成金 [経費助成額] 消費税込の受講料の 80% ●雇用保険率が1,000分の14であること。 ●資本金が3億円以下又は従業員300人以下の建設業。 ●受講者が雇用保険の被保険者であること。	個人に支給 一般教育訓練給付金 受講料の 20% を給付 ●雇用保険の一般被保険者であり(在職中)、受講開始日において支給要件期間が3年以上ある方。 ●一般被保険者でない方(離職者)のうち、離職日より1年以内に受講され、かつ支給要件期間が3年以上ある方。 ■神奈川センタ対象コース ■フォークリフト運転技能講習/31H ■車両系建設機械(整地等)運転技能講習/38H ■小型移動式クレーン運転技能講習/20H
----------------	---	---

※講習開始の1週間前までに「計画届」をお客様が労働局へ提出する。
[平成29年3月31日までに開始の講習は1ヶ月前までです。]
※講習申込み時に受講申込書の助成金制度の利用に○をして提出する。
※講習最終日に関連書類を受け取り、2ヶ月以内に労働局へ申請する。
※詳細は都道府県労働局へお尋ねください。